



# 島根県報

平成25年5月17日（金）

第2,495号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金の交付の対象等を定める告示	（青少年家庭課）	2
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ 〃 ）	3
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	（農業経営課）	3
保安林予定森林（6件）	（森林整備課）	4
保安林の指定（2件）	（ 〃 ）	6
保安林の解除（2件）	（ 〃 ）	7
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（5件）	（ 〃 ）	9
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（ 〃 ）	20
廃川敷地等の発生	（河川課）	21
土砂災害警戒区域の指定	（砂防課）	21
都市計画事業変更の認可（3件）	（下水道推進課）	22

### 【特定調達公告】

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務に係る随意契約の相手方等	（税務課）	23
-----------------------------------	-------	----

### 【雑 報】

火薬類取扱保安責任者試験及び火薬類製造保安責任者試験の実施	（消防総務課）	24
-------------------------------	---------	----

### 【正 誤】

平成25年5月7日付け島根県報第2,492号中	（青少年家庭課）	25
平成25年1月25日付け島根県報第2,464号中	（森林整備課）	25

**告 示**

**島根県告示第354号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社荘苑コーポレーション	通所介護	そうえんデイサービス	江津市都野津町2371番地15	平成25年5月13日
	介護予防通所介護			

**島根県告示第355号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

平成25年5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

認可外保育施設保育士資格取得支援事業費補助金

2 交付の目的

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援し、当該施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図り、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

3 交付の対象、補助対象経費、補助金の額又はその交付の率及び交付の限度額

交付の対象	補助対象経費	補助金の額又はその交付の率	交付の限度額
次のいずれかに該当する施設 (1) 届出対象の認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）が交付されている施設をいう。） (2) 幼稚園型認定こども園 (3) 届出対象外の認可外保育施設（届出対象外の施設で証明書の内容を満たしていると県が判断した施設をいう。）	左記の施設に勤務する保育士資格を有していない者が保育士資格を取得するために養成施設に対し支払う次に掲げる経費 (1) 入学金 (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等の補助教材費を含む。）を含む。） 代替保育従事者雇上費	補助対象経費の2分の1（1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）  1日当たり5,800円	保育従事者1人につき、300,000円を上限とする。

備考

- 1 養成施設とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する厚生労働大臣の指定する保

育士を養成する学校その他の施設をいう。

2 受講料については、受講した者が保育士証の交付を受けた場合に限り、当該経費を補助する。

### 島根県告示第356号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
森脇 健史	腎臓内科	医療法人 敬愛会 森脇医院	松江市砂子町202番地3	平成25年 4月30日
山本 由紀美	眼科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	平成25年 4月30日
山本 佳昭	リハビリテーション科	出雲市民リハビリテーション病院	出雲市知井宮町238	平成25年 4月30日
川畑 康成	消化器外科	島根大学医学部付属病院	出雲市塩冶町89-1	平成25年 4月30日
藤本 欣史	心臓血管外科	島根大学医学部付属病院	出雲市塩冶町89-1	平成25年 4月30日
林 育太	整形外科	松江生協病院	松江市西津田8丁目8-8	平成25年 4月30日

### 島根県告示第357号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
調剤薬局サンズ	益田市中島町イ481-4	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年 5月 1日
指定訪問看護ステーションうんなん	雲南市大東町飯田96-1	育成医療 更生医療	平成25年 5月 1日
訪問看護ステーションてれさ	出雲市武志町734-1	精神通院医療	平成25年 5月 1日

### 島根県告示第358号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第8条第2項中「第3条」を「第4条」に改める。

様式第1号中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に、「第5条の」を「第6条の」に、「日の」を「日までの期間に係る」に改める。

様式第2号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成25年5月17日から施行する。

#### 島根県告示第359号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 保安林予定森林の所在場所

出雲市平田町字横撫533-4、字城ノ前6195-1、6196

##### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第360号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

##### 1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町久原1576-1、1577-1、1577-3、1578、1578-1、1578-2、1580、1582、1583、1583-1、1585、1605、1605-1、2763-2、2763-3、2764-2、2764-3、2764-5、2765-1、2765-3、2766、2767、2767-1、2768

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

###### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第361号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町長良521、521-1、523、523-1、523-2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第362号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町吾郷1578から1590まで

2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第363号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
邑智郡邑南町雪田1599-2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第364号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市三隅町矢原397内1、2452、2452内1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
-

安来市広瀬町上山佐3012-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第366号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

安来市広瀬町上山佐2910、2911、2912-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**島根県告示第367号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る保安林の所在場所

浜田市下府町2164-73

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

### 島根県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂964-10、964-11、965-11、971-2、弥栄町栃木1163-9、1163-10

#### (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

#### (3) 解除の理由

道路用地とするため

#### 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町小坂964-12

#### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### (3) 解除の理由

道路用地とするため

### 島根県告示第369号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス東出雲店 松江市東出雲町意宇東二丁目6-2外

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

##### (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

##### (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 1月 3日

##### (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,653平方メートル

##### (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数



- 62台（建物北西側及び南西側）
- イ 駐輪場の位置及び収容台数  
24台（建物北西側及び南西側）
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
50平方メートル（建物西側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
11.17立方メートル（建物内南側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時00分から午後10時00分まで
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所（建物敷地南西側）
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 2 届出年月日  
平成25年 5月 2日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
  - (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
  - (2) 意見書に記載すべき事項
    - ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
    - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
    - エ 意見の内容
    - オ 意見を述べる理由
  - (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

#### 島根県告示第370号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるることができる。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン益田店 益田市乙吉町イ95番地10外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	村井 正平	
(株) 三城	東京都中央区銀座2-7-17	多根 裕詞	平成25年1月31日 退店
(株) ナカニシ	鳥取県鳥取市富安2-70	中西 弘	平成23年6月26日 退店
(有) パワーファーマシー	島根県安来市今津町670-3	柏木 悦徳	
(株) エルオー	和歌山県海南市九品寺256	岡本 俊文	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	梅本 和典	平成25年3月1日 代表者変更
(有) パワーファーマシー	島根県安来市今津町670-3	柏木 悦徳	
(株) エルオー	和歌山県海南市九品寺256	岡本 俊文	

## 2 届出年月日

平成25年5月7日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター(益田市常盤町1番1号)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第371号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年5月17日

島根県知事 溝口 善兵衛

## 1 届出の概要

### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（イオン松江店） 松江市東朝日町151番地

### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 竹内 彰雄 東京都中央区明石町6-4

### (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
(株) マイカル	大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30	松井 博史	
(株) ディーシービー薬局	島根県松江市浜乃木2-4-8	三宅 龍子	
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株) 千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
長屋 篤幸	島根県松江市末次本町58	長屋 篤幸	
(株) 落合	鳥取県米子市角盤町1-27-8	落合 伸介	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市東津田町1886-4	秦 恵治	
(有) メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 勝美	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 茂年	
(有) ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
(株) パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	中本 敏幸	
サキヤクリエイト (株)	岡山県倉敷市白楽町380-3	佐々木 雅章	平成21年6月30日 退店
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) オハラ	兵庫県神戸市長田区長田町1-3-1	小原 宏	平成21年9月30日 退店
(株) やまとエンタープライズ	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	井口 隆	平成24年8月20日 退店
(株) めのや	島根県松江市玉湯町湯町1818-3	新宮 正朗	
(有) エムズカンパニー	島根県出雲市今市町468-7	増岡 智裕	平成21年4月30日 退店
(株) 川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 実	
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	伊達 還	
(有) ファイブショップ	島根県出雲市武志町562-2	勝部 晴雄	
(株) ウチムラ	鳥取県米子市角盤町1-168	内村 正巳	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
(有) 石賀陶器店	鳥取県米子市法勝寺町60	石賀 全江	

(有) ながさこ	島根県松江市天神町114	長廻 和助	平成24年8月20日 退店
(株) やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	矢嶋 孝敏	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部4-1-10	堀岡 洋行	
(株) きさらぎ	鳥取県境港市馬場崎町211-1	木村 正明	平成21年4月30日 退店
(株) ヘンミクロージング	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 康雄	
(有) トム	鳥取県米子市東町141	斧谷 達道	平成22年5月30日 退店
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
(株) リップスター	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-2	岸 久	平成22年10月31日 退店
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	水野 健太郎	
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺井 秀蔵	
(株) ポイント	茨城県水戸市泉町3-1-27	石井 稔晃	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	藤原 政博	
オルビス (株)	東京都品川区平塚2-1-14	高谷 成夫	
(株) ユナイテッドフレグラン スオブインターナショナル	青森県弘前市大字城東中央3-3-3	稲岡 一彦	平成21年1月31日 退店
(株) ツルヤ靴店	愛知県名古屋市中千種区今池3-4-10	服部 博幸	平成20年7月31日 退店
光洋産業 (株)	東京都目黒区中央町2-7-5	和田 禎成	
(株) ヤマノジュエリーシステ ムズ	東京都台東区東上野1-26-2	森田 義恒	
(株) ヴィレッジヴァンガード コーポレーション	愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12 -1	菊池 敬一	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) フジックス	島根県松江市上乃木4-23-48	中林 秀雄	
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(株) ゼルジ	兵庫県神戸市中央区二宮町4-9-21	内田 吉春	平成21年4月30日 退店
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市矢田町250-29	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	梅本 和典	平成23年3月1日 (株) マイカルを 合併 平成25年3月1日

			代表者変更
(株) ディーシービー薬局	島根県松江市浜乃木2-4-8	三宅 龍子	
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株) 千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
長屋 篤幸	島根県松江市末次本町58	長屋 篤幸	
(株) 落合	鳥取県米子市角盤町1-27-8	落合 伸介	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木2-5-1	秦 恵治	前回届出の住所が誤りであった。
(有) メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 裕子	平成23年12月19日 代表者変更
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 茂年	
(有) ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
(株) パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	小田 保則	平成24年2月21日 代表者変更
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 正朗	平成24年8月1日 住所変更
(株) 川田カバン店	島根県松江市白瀧本町38	川田 実	
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	伊達 儼	前回届出の代表者が誤りであった。
(有) ファイブショップ	島根県出雲市武志町562-2	勝部 晴雄	
(株) ウチムラ	鳥取県米子市角盤町1-168	内村 正巳	
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
(有) 石賀陶器店	鳥取県米子市法勝寺町60	石賀 全江	
(株) やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	矢嶋 孝敏	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部4-1-10	堀岡 洋行	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 康雄	平成24年8月1日 商号変更
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	廣内 武	平成23年9月1日 代表者変更
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺井 秀蔵	
(株) ポイント	茨城県水戸市泉町3-1-27	石井 稔晃	
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	横内 達治	平成20年8月1日 代表者変更
オルビス(株)	東京都品川区平塚2-1-14	高谷 成夫	
光洋産業(株)	東京都目黒区中央町2-7-5	和田 禎成	
(株) ヤマノジュエリーシステムズ	東京都台東区東上野1-26-2	森田 義恒	
(株) ヴィレッジヴァンガード コーポレーション	愛知県名古屋市名東区上社一丁目901番地	白川 篤典	平成22年5月1日 住所変更

			平成22年 8月27日 代表者変更
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島町1-3-9	中林 秀雄	平成20年 9月27日 住所変更
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市矢田町250-29	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) ベベ	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-2	岡本 吉史	平成24年 2月21日 入店
丸高衣料 (株)	東京都日本橋大伝馬町9-10	楡金 洋二	平成24年 2月21日 入店
(有) バンビ	島根県松江市堅町69番7	津田 俊男	平成24年 2月21日 入店
(有) ソリッド	広島県広島市安佐南区高取南2-20-26	平野 一貴	平成22年 1月20日 入店
(株) ジーフット	愛知県名古屋市中千種区今池3-4-10	松井 博史	平成20年 8月10日 入店
(株) アキアゴーラカイトック	岡山県岡山市北区昭和町3-12	中原 伸広	平成21年 7月 1日 入店
(株) キング	京都府京都市下京区小路高倉町2-1	山田 幸雄	平成21年11月20日 入店
(株) 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6	羽牟 秀幸	平成23年 5月27日 入店
山本 明子	島根県松江市黒田町442-1	山本 明子	平成20年 9月27日 入店
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	平成22年 3月11日 入店
(株) 麦の穂	大阪府大阪市北区西天満3-13-20	今泉 智幸	平成20年 9月27日 入店
(株) フロイデ	島根県松江市袖師町2-50-303	鈴木 輝夫	平成20年 9月27日 入店
(株) フォルムアイ	大阪府大阪市北区天神橋1-11-1	井上 清嗣	平成20年 9月27日 入店
(株) ダブル	島根県出雲市斐川町出西2639-1	渡邊 武	平成24年 9月27日 入店
(有) ビスカンパニー	宮城県塩竈市本町5-23	陳 必正	平成24年 9月20日 入店
(株) 三和システム	山口県宇部市文京町2-17	宮本 秀夫	平成20年 9月27日 入店

## 2 届出年月日

平成25年 5月 7日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

## 島根県告示第372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン菅田店 松江市学園二丁目228番地

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	村井 正平	
(有)新宮生花店	島根県松江市寺町214番地11	新宮 政教	
(株)彩雲堂	島根県松江市天神町124番地	山口 研二	平成23年8月20日 退店

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	梅本 和典	平成25年3月1日 代表者変更
(有)新宮生花店	島根県松江市寺町214番地11	新宮 政教	

## 2 届出年月日

平成25年 5月 7日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第373号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン出雲店 出雲市渡橋町1066番地外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンリテール株式会社 代表取締役 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	村井 正平	
(株)リオチェーン	愛知県名古屋市中区平和1-1-20	横山 卓幸	
(株)未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	柿内 宏一	
(株)パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1	中本 敏幸	平成21年1月14日 退店
(有)すぎもと	島根県松江寺町198	杉本 博	
(有)トム	鳥取県米子市東町141	斧谷 達道	平成24年1月20日 退店
園藤 章宏	島根県出雲市小山町431-9	園藤 章宏	平成21年1月20日 退店
(有)布野	島根県出雲市今市町616	布野 昇	平成22年1月20日 退店
(株)落合	鳥取県米子市角盤町1-27-8	落合 伸介	平成22年1月20日 退店
(株)アビニヨン	島根県出雲市矢野町941-1	原田 義男	
(有)コトブキヤ化粧品	島根県出雲市今市町453	四方田 尚子	平成21年1月14日 退店
(株)丹後屋	島根県出雲市今市町700	丹後 誠	平成21年5月15日 退店



(株) 藤芳	島根県出雲市今市町702	藤江 為信	
福田 年成	島根県出雲市今市町592	福田 年成	平成22年8月20日 退店
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 研二	
平野 草	島根県出雲市天神町884-1	平野 草	平成24年10月31日 退店
(株) ふじや	島根県出雲市斐川町直江1184	藤江 周弘	平成24年8月31日 退店
(株) フジックス	島根県松江市上乃木4-23-48	中村 秀雄	
(株) 山陰やしま	広島県広島市安佐南区西原9-1-4	中須賀 陽三	平成21年1月15日 退店
(有) 飯塚時計店	島根県出雲市平田町951-33	飯塚 佳久	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1859	玉木 輝久	
(株) キャンドウ	東京都板橋区板橋3-9-7	城戸 博史	
(有) ワールドプロモート	広島県福山市卸町10-11	小山 泰治	
(株) ジャム	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東186	徳永 治	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	梅本 和典	平成25年3月1日 代表者変更
(株) リオグループフォールディングス	愛知県名古屋市中区平和1-1-20	横山 和幸	平成24年3月1日 商号及び代表者 変更
(株) 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6	羽牟 秀幸	平成25年3月1日 住所及び代表者変 更
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
(株) アビニヨン	島根県出雲市矢野町941-1	原田 義男	
(株) 藤芳	島根県出雲市今市町702	藤江 宣敏	平成22年2月21日 代表者変更
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	平成14年9月30日 代表者変更
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島1-3-9	中村 秀雄	平成22年4月1日 住所変更
(有) 飯塚時計店	島根県出雲市平田町951-33	飯塚 佳久	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	平成16年3月12日 住所変更
(株) キャンドウ	東京都新宿区北新橋2-21-1	城戸 一弥	平成24年6月1日 住所変更 平成23年11月25日 代表者変更
(有) ワールドプロモート	広島県福山市卸町13-7	小山 訓子	平成21年8月18日

			住所変更 平成24年 8月 6日 代表者変更
(株) ジャム	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東186	徳永 治	
(株) 和想	鳥取県鳥取市南隈460	池田 訓之	平成21年 4月 2日 入店
リフォームスタジオ (株)	東京都中央区日本橋浜町二丁目62-6	豆鞆 亮二	平成 7年 4月29日 入店
古川 和美	島根県出雲市今市町北本町 3-2-10	古川 和美	平成 1年 1月15日 入店
竹村 守泰	島根県出雲市渡橋町301-7	竹村 守泰	平成 1年 1月15日 入店
村上 新	島根県雲南市大東町大東飯田76-1	村上 新	平成21年 4月29日 入店

## 2 届出年月日

平成25年 5月 7日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課 (出雲市今市町70)

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第374号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン大田 大田市長久町土江字八石646番地2外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

イオンタウン株式会社 代表取締役 大門 淳 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

## (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	村井 正平	
(株) ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池3-4-10	服部 博幸	
エフワン (株)	大阪府大阪市中央区博労町2-6-8	宮崎 國敏	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 博丈	
(株) モバイルサポート	鳥取県米子市東福原8-28-24	上村 陽介	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里1-7-7	舟橋 浩司	
(株) 雑貨屋ブルドッグ	静岡県浜松市浜北区平口5228	小楠 昭彦	
(有) ブックマート	島根県松江市浜乃木2-4-8	中村 秀雄	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206-5	飯塚 正	
フクハラアシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736番12	福原 健治	
(株) キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-1	北村 正志	

(変更後)

小売業者名	住 所	代表者名	変更年月日等
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	梅本 和典	平成25年3月1日 代表者変更
(株) ジーフット	愛知県名古屋市千種区今池3-4-10	松井 博史	平成24年3月13日 代表者変更
エフワン (株)	大阪府大阪市中央区博労町2-6-8	宮崎 國敏	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 博丈	
(株) モバイルサポート	鳥取県米子市東福原8-28-24	上村 陽介	
(株) マックハウス	東京都杉並区梅里1-7-7	舟橋 浩司	
(株) 雑貨屋ブルドッグ	静岡県浜松市浜北区平口5228	小楠 昭彦	
(有) ブックマート	島根県松江市浜乃木2-4-8	中村 秀雄	
(株) ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206-5	飯塚 正	
フクハラアシヤール (株)	島根県大田市大田町大田イ736番12	福原 健治	
(株) キタムラ	神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-1	北村 正志	
(有) せと	島根県大田市大田町大田イ172-2	瀬戸 強史	平成12年10月31日 入店
はるやま商事 (株)	岡山県岡山市北区表町1-2-3	治山 正史	平成12年10月31日 入店
(有) マルタケストア	島根県大田市波根町484	八波 和久	平成12年10月31日 入店

(株) タカノリース	大阪府大阪市金物町 6 - 5	高野 等	平成20年12月 6 日 入店
------------	-----------------	------	--------------------

## 2 届出年月日

平成25年 5 月 7 日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第375号

平成24年島根県告示第701号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年 5 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) S D松江乃白北店 松江市乃白北土地区画整理事業区域内110街区、111街区

## 2 意見の概要

## (1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点について十分配慮すること。

ア 交通安全対策について、工事箇所が一般道路と近接していることから、運搬車両と一般通行車両等との接触事故や工事現場内での車両及び作業員との接触事故がないよう、工事関係者及び車輛の運転手に対し、交通事故防止について周知徹底すること。

イ 乃木地区自治協会及び周辺自治会に十分情報提供を行い、地域で混乱が生じないよう努めること。また、開店後は周辺地域からの苦情に対して適切に対処すること。

ウ 届出書に記載されている内容を適正に実施し、環境への影響をできる限り低減するとともに、特に騒音について環境基準や騒音規制法を順守し、周辺の住環境に悪影響を与えないよう努めること。

また、周辺の住環境に悪影響を与えないようにし、周辺住民からの訴えに対しては、真摯に対処すること。なお、冷却塔（クーリングタワー）及び送風機の出力が7.5KW以上あるものについては、騒音規制法第2条第1項の規定による届出をすること。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を順守して適正な処理を行い、周辺にごみが散乱しないよう環境美化に努め

ること。

オ 景観法に基づく行為の届出について、高さが13m又は4階建てを超える、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、着手の30日前までに届出が必要（届出窓口：景観政策室）。松江市景観計画に景観形成基準を定めているので、計画の概要が決まり次第、早めに事前協議すること。

カ 自家用広告物について、1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計が10平方メートルを超える場合は許可申請が必要である。広告物、掲出物件の種類により各許可基準があるので、景観政策室に事前協議すること。

キ 隣接する道路と店舗出入り口の位置関係及び道路法24条による施工承認について、管理課と協議すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

---

### 島根県告示第376号

現地調査の結果、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 河川の名称

一級河川高津川水系津和野川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成25年 5月17日

3 廃川敷地等の位置

鹿足郡津和野町栄349番2地先から同町部栄349番20地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 116.96平方メートル

---

### 島根県告示第377号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

美郷町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

酒谷N、粕淵G、縄4、奥山P、築瀬F、栢谷I、栢谷J、栢谷K、栢谷L、内田H、京覧原L、京覧原M、京覧原N、小林G、小林H、内田I、別府N、小松地A、小松地B、小松地C、小松地D、小松地E、小松地F、小

松地G、小松地M、小松地N、小松地H、小松地I、小松地J、小松地K、寺谷G、寺谷H、下城3、小松地L、河内上、新道路E、大原迫A、大原迫B、笹目B、笹目F、比之宮交流センター

イ 土石流

田水、奥山C、栢谷E、小林D、小林E、小林F、別府C、別府E、小松地A、小松地C、寺谷F、寺谷G、小松地D、小松地B、新造路川A、御領川A、御領川B、小笹目川A、小笹目川P、村之郷後ノ谷

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所及び美郷町役場において一般の縦覧に供する。）

---

### 島根県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

浜田市

2 都市計画事業の種類及び名称

浜田都市計画下水道事業

浜田市公共下水道（国府処理区）

3 事業施行期間

平成12年6月23日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

---

### 島根県告示第379号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

益田市

2 都市計画事業の種類及び名称

益田都市計画下水道事業

益田市公共下水道（益田処理区）

3 事業施行期間

平成16年9月22日から平成31年3月31日まで

4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

平成16年島根県告示第938号、平成17年島根県告示第1,194号、平成18年島根県告示第948号、平成20年島根県告示第144号及び平成23年島根県告示第232号の事業地に、益田市乙吉町を加える。

**島根県告示第380号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 施行者の名称

江津市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

江津都市計画下水道事業

江津市公共下水道（江津西処理区）

## 3 事業施行期間

平成14年 5月10日から平成31年 3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成14年島根県告示第503号、平成18年島根県告示第1,009号及び平成19年島根県告示第474号の事業地に江津市敬川町地内を加える。

## (2) 使用の部分

平成14年島根県告示第503号、平成18年島根県告示第1,009号及び平成19年島根県告示第474号の事業地のうち、江津市嘉久志町及び都野津町地内において事業地を変更し、江津市二宮町及び敬川町地内を加える。

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成25年 5月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム等の運用支援業務 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地

## 3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年 4月 1日

## 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 山陰支社長 大川 泰  
島根県松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

43,495,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

**雑 報**

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条の3第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る火薬類製造保安責任者試験及び火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施するので、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第73条の規定により告示する。

平成25年 5月17日

公益社団法人 全国火薬類保安協会会長 鶴 田 欣 也

1 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

丙種火薬類製造保安責任者試験

2 試験日

平成25年 9月 1日（日）

3 試験科目

丙種火薬類 製造保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造工場保安管理技術 ③ 信号焰管、信号火せん又は煙火（原料用火薬及び爆薬を含む。）製造方法 ④ 火薬類性能試験方法 ⑤ 一般教養科目
甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験	① 火薬類取締りに関する法令 ② 一般火薬学

4 試験場所

松江市

5 受験願書常置場所及び提出先

安来市広瀬町石原331-3 能義安来建設業会館内 安来地方火薬類保安協会

松江市西嫁島1-3-17 島根県建設業会館内 松江地区火薬類保安協会

雲南市木次町里方1045-8 雲南建設業会館内 雲南地区火薬類保安協会

仁多郡奥出雲町三成664-25 仁多郡建設業会館内 仁多地方火薬類保安協会

出雲市塩冶有原町6-39 (一社) 島根県採石協会内 出雲火薬類保安協会

大田市大田町大田イ179-3 大田建設業会館内 大田市火薬類保安協会



邑智郡川本町川本238-3 邑智建設会館内 邑智郡火薬類保安協会

浜田市原井町908-28 浜田建設会館内 浜田・江津地区火薬類保安協会

益田市東町8-33 益田農林会館内 益田地方火薬類保安協会

隠岐郡隠岐の島町西町名田の四、34-1 隠岐建設会館内 隠岐地方火薬類保安協会

松江市殿町1 島根県庁7階 島根県火薬類保安協会連合会

6 受験願書受付期間

平成25年6月25日（火）から同年7月4日（木）まで

（郵送による場合は、7月4日までの消印があるものに限って受け付ける。）

7 受験手数料

17,000円（所定の方法により納付すること。）

8 問合せ先

島根県火薬類保安協会連合会 松江市殿町1 島根県庁7階 （TEL 0852-22-7202）

**正 誤**

平成25年5月7日付け島根県報第2,492号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から17	規則	細則

平成25年1月25日付け島根県報第2,464号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第41号中	浜田市旭町今市270-2、271、1210-1、1210-2、1210-10、1210-11	浜田市旭町今市270-2、271、1210-1、1210-2